

岐阜県公報

号外 (二) 令和八年二月二十七日

目次

選挙管理委員会告示

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十七号

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数
 岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙において選挙運動に
 関し支出することができる金額の制限額

(選挙管理委員会) 一
 (同) 二

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹内 治 郎

- 1 令和8年2月26日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,600,574人
- 2 総数の50分の1の数
32,012人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
300,072人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	330,543	110,181
大垣市	142,921	47,641
高山市	69,940	23,314
多治見市	87,886	29,296
関市・美濃市	84,947	28,316
中津川市	60,455	20,152
瑞浪市	29,009	9,670
羽島市	54,911	18,304
恵那市	38,453	12,818
美濃加茂市	42,574	14,192
土岐市	44,588	14,863
各務原市	118,838	39,613
可児市	91,469	30,490
山県市	20,764	6,922
瑞穂市	44,082	14,694
飛騨市	18,485	6,162
本巣市	42,063	14,021
郡上市	31,485	10,495
下呂市	24,005	8,002

海津市	26,415	8,805
羽島郡	39,357	13,119
養老郡	21,895	7,299
不破郡	26,328	8,776
安八郡	19,055	6,352
揖斐郡	52,245	17,415
加茂郡	37,861	12,621

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条の規定による令和八年三月八日執行の岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額を、候補者一人につき次のとおりとする。

令和八年二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹内 治彦

〒501-1500E